

■ 7 交通

①社会福祉課 内線3212

制度名	内 容	対 象 者	手続きに必要なもの	問 合 せ						
障害者タクシー利用・ガソリン給付補助	障害を有する方に社会参加の促進を図るため、タクシー利用・ガソリン給付補助券を交付します。 <補助方法> ・チケット方式（表面はタクシー券2枚、裏面はガソリン券1枚の12枚綴り） ・タクシー券又はガソリン券をその都度選択して利用できます。 <内容> <table><tr><td></td><td>タクシー券 （表面）</td><td>ガソリン券 （裏面）</td></tr><tr><td>補助額</td><td colspan="2">1枚500円 1回につき4枚まで利用可</td></tr></table> ※年度途中に対象者となった場合は、申請した日の属する月から当該年度の3月までの月数と同じ枚数 <利用できる業者> ・愛知県タクシー協会、名古屋タクシー協会加盟事業者又は市が契約した事業者		タクシー券 （表面）	ガソリン券 （裏面）	補助額	1枚500円 1回につき4枚まで利用可		○身体障害1～3級 ○知的障害A・B級 ○精神障害1・2級 ※上記の手帳をお持ちの方で本市に住民票があり、市民税所得割額が16万円未満の方	1 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 2 対象者の市民税課税または非課税証明書（転入の方） ※申請書を審査し、後日郵送にて交付します。 	①
	タクシー券 （表面）	ガソリン券 （裏面）								
補助額	1枚500円 1回につき4枚まで利用可									



⑥まちづくり推進課 内線2241

制度名	内 容	対 象 者	手続きに必要なもの	問 合 せ
きたバスの利用	障害者手帳をお持ちの方とその付き添いの方1名に対して、きたバスが無料で乗車できます。	○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ※上記の手帳をお持ちの方	きたバスに乗車の際、障害者手帳または登録済みの手帳アプリを掲示してください。	⑥